

札幌体操連盟規約

agreement

第一章 名称および事務局

第1条 この連盟は、札幌体操連盟と称する。

第2条 この連盟の事務局は札幌市に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 この連盟は、札幌地区内の体操愛好者並びに団体を統轄し、北海道体操連盟と連携して、体操競技・新体操の普及発達及び競技力の向上をはかることを目的とする。

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 札幌地区内の体操競技(以下新体操を含む)の振興に関する方策を講ずる。
- (2) 札幌地区内の体操競技者並びに団体の強化発展と、相互の融和・連絡を図る。
- (3) 体操競技を通して、スポーツのアマチュア精神の確立と普及を図る。
- (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第三章 組織

第5条 この連盟は、札幌地区内の体操競技団体及び個人をもって組織し、札幌市スポーツ協会・北海道体操連盟並びに日本体操協会に加盟登録する。

第四章 加盟及び脱退

第6条 前条の体操競技団体及び個人(以下加盟団体と称する)は総会の決議を経て加盟するものとする。

第7条 この連盟の加盟団体がアマチュアの資格を失ったとき、又は連盟の加盟団体として不適当と認められたときは、総会の決議を経て脱退させるものとする。

第8条 加盟団体は、別に定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

第五章 役員

第9条 この連盟に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

理事 20名程度とする。

監事 2名

役員として、名誉会長を1名、顧問・参与を若干名置くことができる。

第10条 会長・副会長は総会で推挙する。

- ① 会長はこの連盟を代表して会務を統轄し、総会の議長となる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

第11条 ① 理事は札幌体操連盟理事会において推薦された後、総会において選出承認され、
会長がこれを委嘱する。

- ② 会長は若干名を会長指名理事として委嘱することができる。
- ③ 理事は会務を執行する。
- ④ 理事は役員登録または審判登録をしなければならない。ただし、中体連・高体連・学生連盟等で役員として活動している者は役員登録または審判登録をしなくても、その限りではない。

第12条 ① 理事長は理事の互選により、会長がこれを委嘱する。

- ② 理事長は会務を掌握し、連盟の日常業務を処理する。

第13条 ① 監事は総会において選出され、会長がこれを委嘱する。

- ② 監事は会計を監査する。

第14条 ① 名誉会長は連盟に特に功労のあった者より、総会において推挙することができる。

- ② 顧問・参与は連盟の功労者のうちから理事会の推挙により、会長がこれを委嘱することが出来る。

- 第15条 ① 札幌体操連盟に登録している各団体は、登録一団体につき最大1名の評議員を選出することができる。ただし、必ずしも選出しなくてもよい。
- ② 評議員は、原則としてその団体に所属する役員・審判から選出しなければならないが、その団体に所属する役員・審判がいない時は、別に定める登録料を札幌体操連盟に納め、役員・審判以外から評議員を選出することができる。
- ③ 評議員は成人とする。
- ④ 評議員は、総会に出席して意見を述べ、決議に参加することができる。
- ⑤ 評議員は、北海道体操連盟総会の資料の写しをもらう権利がある。

- 第16条 ① 役員の任期は2年とする。ただし、留任を妨げない。
- ② 補欠役員の任期は残りの任務期間とする。役員の任期が満了しても、後任者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

第六章 会議

第17条 この連盟の会議は、総会及び理事会とする。

- 第18条 ① 総会は、この連盟の最高議決機関とする。
- ② 総会は年1回以上開催する事とし、会長がこれを招集し、議長となる。
- ③ 総会は、会長・副会長・理事・監事及び評議員をもって構成する。

- 第19条 ① 総会は定足数の過半数の出席をもって成立する。
- ② 可否同数の時は、議長がこれを決する。

第20条 総会において決議すべき事項は次の通りである。

- (1) 規約の変更に関する事項。
- (2) 事業計画に関する事項。
- (3) 予算及び決算に関する事項。
- (4) 役員の選出に関する事項。
- (5) 加盟及び脱退に関する事項。
- (6) その他重要と認める事項。

第21条 ① 総会は 15 日前までに招集状を出さなければならない。

② 加盟団体より総会に提出すべき議案については、総会の 5 日前までに提案理由書を付して、会長に通知しなければならない。

第22条 ① 理事会は会長・副会長・理事長・理事をもって構成する。

② 理事会は会長がこれを招集して議長となる。ただし、理事の 1/3 以上が会議の目的を示して、会議の開催を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第23条 ① 理事会は、総会より委任された事項及び決議事項の審議・執行並びに緊急事項を審議検討する。

② 会議の議決は多数決とし、可否同数の時は議長がこれを決する。

第七章 委員会

第24条 理事会は専門的事項を審議・処理するため、並びに業務の分担のために必要な委員会を設けることができる。

第25条 ① 委員会は理事会の選出する委員長 1 名、委員若干名で構成する。

② 任期は理事と同一任期とする。ただし、重任を妨げない。

第26条 ① 各委員会は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。

② 各委員会は、定数の過半数の出席で成立し、表決は出席数の過半数の決議で決する。

第27条 各委員会は、理事会に提出する原案作成にあたる。

第八章 会計

第28条 この連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

(1) 役員・選手登録料。

(2) 事業収入。

(3) 市または公共団体並びに北海道体操連盟より交付された補助金。

(4) 寄付金。

(5) その他の収入。

第29条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第30条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。

第31条 この連盟の予算は、毎会計年度開始前に理事会で編成し、総会の決議を経ることを要し、決算はその会計年度終了後監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第九章 事務局

第32条 この連盟の事務を処理するため事務局を置く。

第33条 事務局に局長を置き、局長は理事会の推挙により会長が委嘱し、理事会及び総会に出席し意見を述べる事が出来る。

第十章 補則

第34条 この規約の施行について必要な細則は別にこれを定める。

第35条 この規約は総会で出席者と委任者の合計した人数の3/4以上の同意を得なければ、変更することができない。

附則 この規約は、昭和53年5月9日から施行する。

昭和61年4月 一部改正

昭和62年3月 一部改正

昭和63年3月 一部改正

平成23年4月 一部改正

令和3年4月 一部改正